

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷三丁目7番13号

氏 名 寺本環境 株式会社
代表取締役 寺本 治彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

呉 市 長 小 村 和 年



許 可 の 年 月 日 平 成 2 6 年 7 月 3 0 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平 成 3 1 年 7 月 2 9 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（焼却，破砕，選別，減容）

産業廃棄物の種類

- ・焼却：紙くず，木くず，繊維くず
 - ・破砕：金属くず，ガラスくず（廃蛍光管に限る。）
 - ・選別：金属くず，廃プラスチック類，ガラスくず（廃容器包装に限る。）
 - ・減容：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）
- （これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年7月23日

平成27年6月30日

更新許可

許可証再交付 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ~~無~~

(1) 焼却施設

	種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日及び許可番号
1	紙くずの 焼却施設	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番221	平成21年7月23日	0.608 t /日(8時間)	
2	木くずの 焼却施設	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番221	平成21年7月23日	0.672 t /日(8時間)	
3	繊維くずの 焼却施設	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番221	平成21年7月23日	0.608 t /日(8時間)	
4	金属くず, ガラ スクズ(廃蛍光 管に限る。)の 破碎施設	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番221	平成22年5月18日	1.9 t /日(8時間)	
5	金属くず, ガラ スクズ, 廃 プラスチック 類(廃容器包 装に限る。)の 選別施設	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番221	平成23年9月30日	4.3 t /日(8時間)	
6	廃プラスチック 類(発泡スチロ ールに限る。)の 減容施設	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番131	平成24年1月23日	0.16 t /日(8時間)	
6	廃プラスチック 類(発泡スチロ ールに限る。)の 減容施設	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番131	平成27年6月18日	0.48 t /日(8時間)	

(2) 保管施設

	設置場所	廃棄物の種類	面積	保管上限	積み上げることができる高さ
1	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番221	紙くず, 木くず, 繊維くず	16.0 m ²	24.0 m ³	屋内容器保管
5	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番221	金属くず, 廃プラスチ ック類, ガラスくず (廃容器包装に限る。)	36.0 m ²	18.0 m ³	屋内保管

(処理前)

	設置場所	廃棄物の種類	面積	保管上限	積み上げることができる高さ
4	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番221	金属くず, ガラスくず (廃蛍光管に限る。)	0.69 m ²	0.31 m ³	屋内容器保管
6	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番131	廃プラスチック類(発 泡スチロールに限る。)	30.0 m ²	13.5 m ³	屋内保管
6	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番131	廃プラスチック類(発 泡スチロールに限る。)	8.0 m ²	6.1 m ³	屋内保管

(処理後)

	設置場所	廃棄物の種類	面積	保管上限	積み上げることができる高さ
4	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番221	金属くず, ガラスくず (廃蛍光管に限る。)	0.84 m ²	0.75 m ³	屋内容器保管
6	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番131	廃プラスチック類(発 泡スチロールに限る。)	14.4 m ²	14.4 m ³	屋内保管
6	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番131	廃プラスチック類(発 泡スチロールに限る。)	6.0 m ²	6.0 m ³	屋内保管
6	広島県呉市広多賀谷 三丁目3番131	廃プラスチック類(発 泡スチロールに限る。)	6.4 m ²	6.4 m ³	屋内保管